

令和6年度 福島町立福島中学校

第1回 学校運営協議会

校 訓 「 明 朗 正 義 協 和 」

明朗：明るくて朗らかなこと。不正や隠し事がないこと。

正義：あるべき姿に社会や人間を正そうとする信念。

協和：心を合わせ仲良くすること。

学校教育目標（令和2年制定）

- 主体的に学び、知識を深めて個性や能力を伸ばす
 - 多様性を尊重し、お互いに高め合う
 - 郷土への愛着と誇りをもち、未来を創造する
- ～時代の変化・進展に主体的に対応できる能力と創造性の基礎を培い、他者と協働し心豊かな生徒の育成を目指す～

重点教育目標

認め合い、支え合い、未来を切り拓く生徒の育成（2年目）

次第

- 1 開会
- 2 学校長挨拶
- 3 会長・副会長互選
- 4 議事 福島町学校運営協議会規則第14条に基づき会長が議長となる
 - (1) 令和6年度学校経営方針について（説明と承認）
 - (2) 令和6年度教職員について
 - (3) 令和6年度福島中学校年間計画について
 - (4) 令和6年度学校運営協議会年間計画について
 - (5) 令和6年度福島中学校の教育活動等について（資料）
 - (6) 熟議
- 5 委員の皆様より
- 6 会長挨拶
- 7 閉会



日時：令和6年7月5日（金） 18:00～

場所：福島町立福島中学校 校長室

議事1

令和6年度 学校経営方針

1 校訓

明 朗	明るく朗らかなこと	不正や隠し事がないこと
正 義	あるべき姿に社会や人間を正そうとする信念	
協 和	心を合わせて仲良くすること	

2 学校教育目標

(令和2年制定)

- 主体的に学び、知識を深めて個性や能力を伸ばす
- 多様性を尊重し、お互いに高め合う
- 郷土への愛着と誇りをもち、未来を創造する

～時代の変化・進展に主体的に対応できる能力と創造性の基礎を培い、
他者と協働し心豊かな生徒の育成を目指す～

3 めざす学校像

- 生徒の夢や目標を育む学校
- お互いの人間性を認め合い、支え合う学校
- 生徒の活躍や変容がみえる学校

4 めざす教師像

- 生徒とともに歩む教師 【愛情と責任感】
- 学び続ける教師 【教育のプロとしての意識と力量】
- 学校運営に積極的に参画する教師 【協働と信頼】

5 めざす生徒像(15歳の目的)

- 未来をみつめ自ら学ぶ生徒 【自己開発のための努力】
- 人間関係を切り拓く生徒 【つながる力】
- 失敗や困難を乗り越えようとする生徒 【ポジティブな思考】

6 教育目標を達成するための方針

【基本方針】

- (1) 自らの人生を切り拓くための資質・能力を着実に育成する学校を目指す
- (2) 社会の形成者となるための基盤とする力を育成する学校を目指す
- (3) 保護者、地域、異校種と本校の方向性を共有し、地域とともにある学校を目指す
- (4) 現状維持にとらわれず新しい学校文化を築く組織体制の確立を目指す

【重点教育目標】

「認め合い、支え合い、未来を切り拓く生徒の育成」（2年目）

【本年度の重点】

（1） 確かな学力の定着 ～学びの基礎となる資質・能力の育成～

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得（各教科による実践と工夫）
- ② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実（ICT機器の効果的活用と相手意識を持った表現の習得）
- ③ 主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善（一人一授業の実践と継続）
- ④ 指導と評価の一体化に向けた学習評価の改善（研修と実践）

（2） 社会的な自立を実現 ～魅力ある学校づくりの推進～

- ① 集団づくり・授業づくりを通じた未然防止的な生徒指導（各行事等を通じた自己有用感・自己肯定感の獲得や※ユニバーサルデザインの視点による授業の実践）
（※全ての子どもにとって「わかる・できる」授業の構築 1年目の目標：授業への全員参加）
- ② 命の大切さや自らの生き方を前向きに考える教育活動（道徳の実践交流といじめ撲滅集会）
- ③ 認め合い支え合う、温かい人間関係づくりを高める指導（校則を考える会等の各教育活動における異学年交流の充実）
- ④ 生徒主体による教育活動（生徒会活動）の充実（あいさつ運動等の全校的な取り組みによる成果）

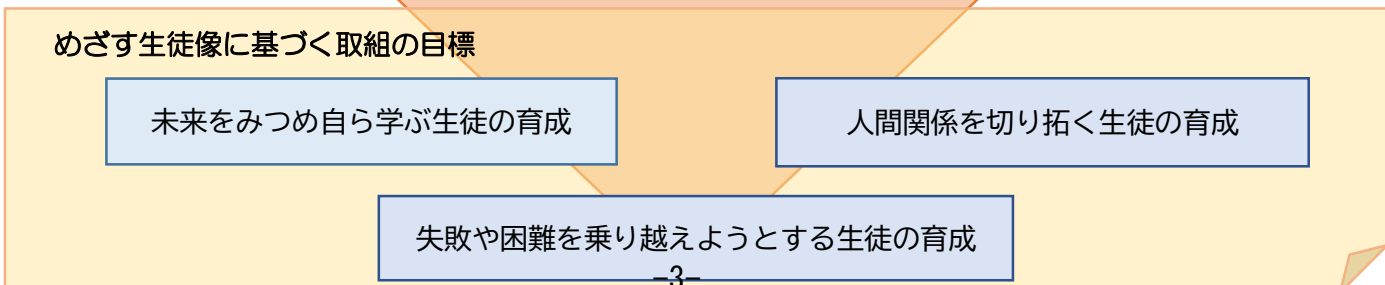
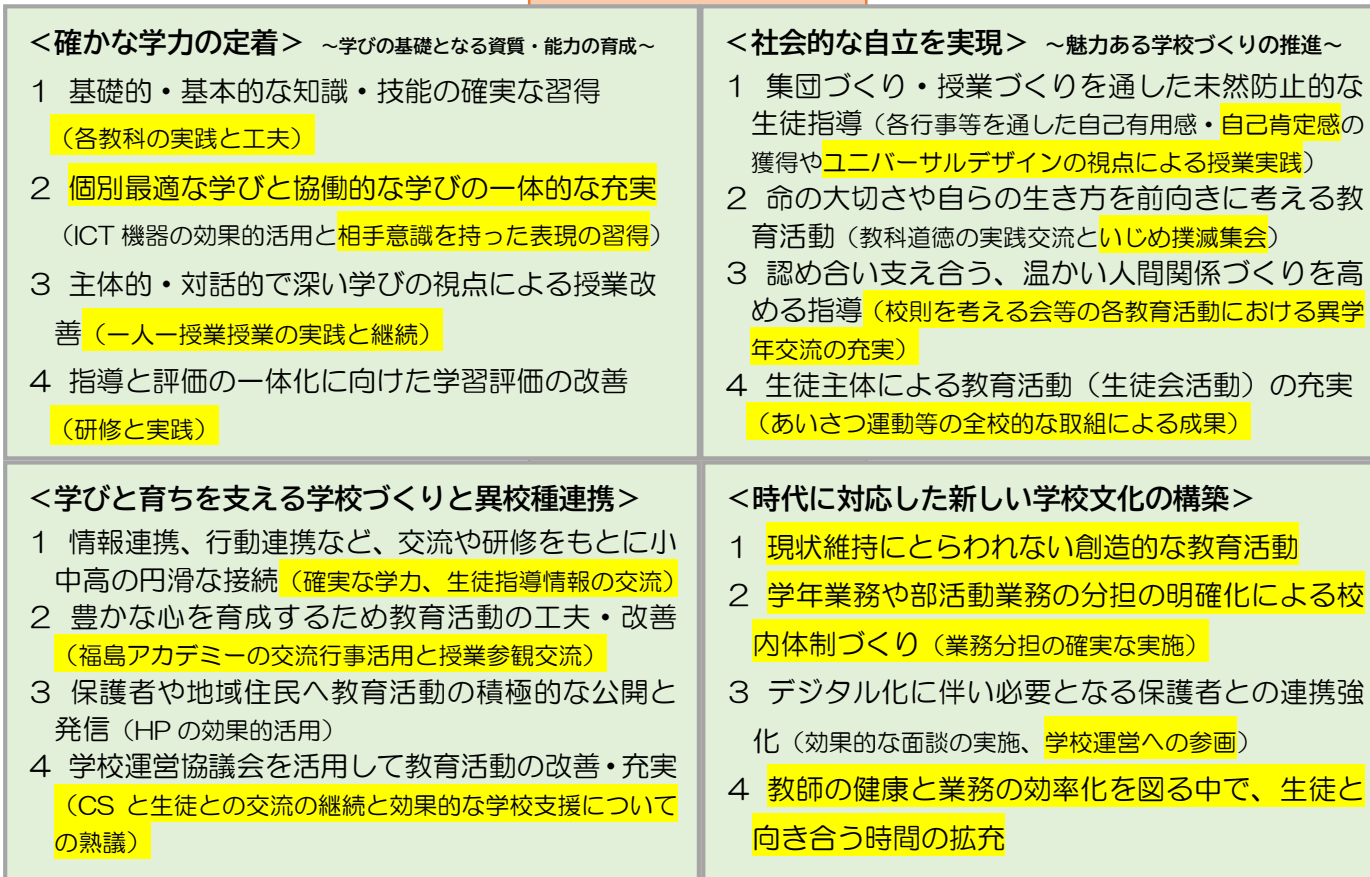
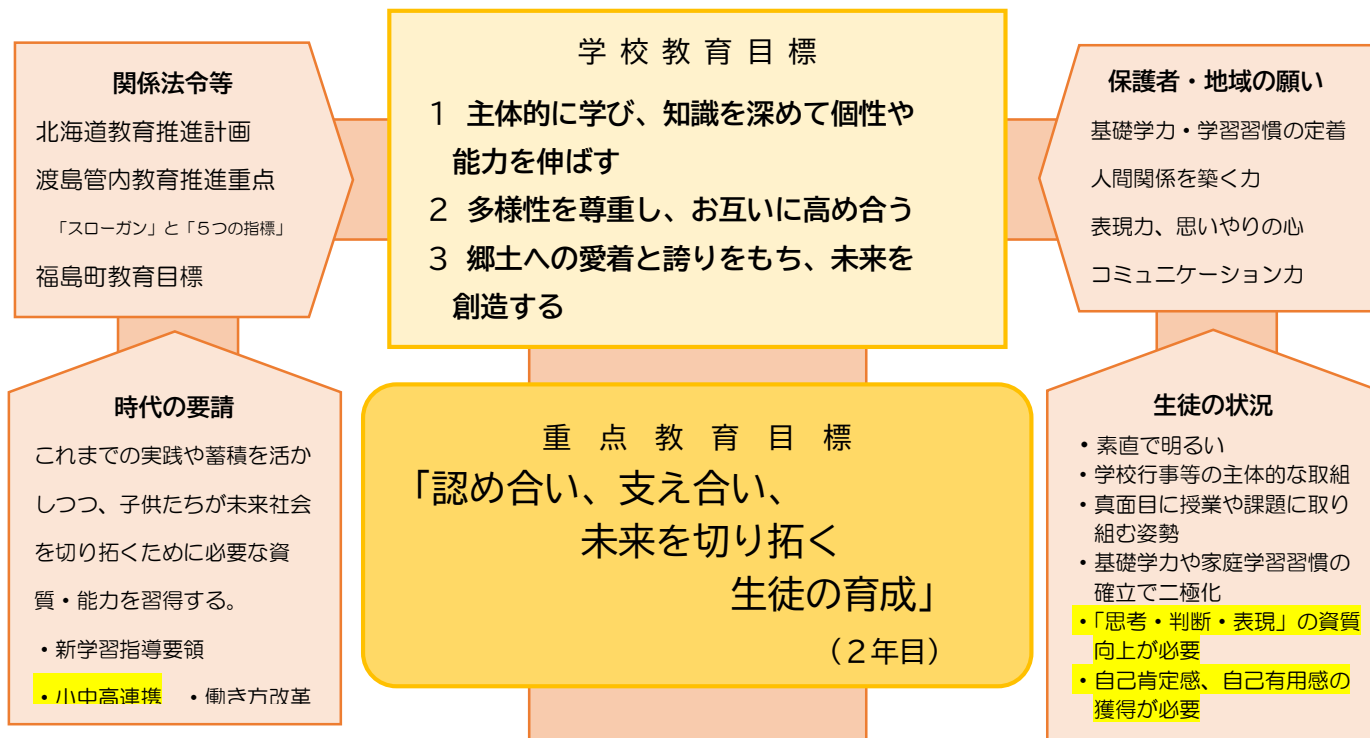
（3） 学びと育ちを支える学校づくりと異校種連携

- ① 情報連携・行動連携など、交流や研修をもとに小中高の円滑な接続（確実な学力、生徒指導情報の交流）
- ② 豊かな心を育成するため小中高と連携して教育活動の工夫・改善（福島アカデミーの交流行事活用と授業参観交流）
- ③ 保護者や地域住民へ本校教育活動の積極的な公開と発信（HPの効果的活用）
- ④ 学校運営協議会制度を活用して教育活動の改善・充実（CSと生徒との交流の継続と効果的な学校支援についての熟議）

（4） 時代に対応した新しい学校文化の構築

- ① 現状維持にとらわれない創造的な教育活動の創出
- ② 学年業務や部活動業務の分担の明確化による校内体制づくり（業務分担の確実な実施）
- ③ 保護者との連携強化（効果的な面談の実施、※学校運営への参画）
（※教育活動参観による評価や外部人材活用）
- ④ 教師の健康と生徒と向き合う時間の拡充のための業務の効率化

令和6年度 福島町立福島中学校 グランドデザイン



議事2

令和6年度福島中学校教職員について

職名	氏名	勤続	担当教科	学年	分掌	部活動	備考
校長							
教頭					事務渉外		
教諭			国語	3A担任	生徒指導	野球	生徒会
教諭			特支(肢体)	3D担任	生徒指導	○陸上	特支C
教諭			理科・技術	○3年副担	○学習推進	○バスケ	
教諭			保体・美術	3年副担	学習推進	陸上	進路
学習支援員			学習支援等	3年所属			
支援員			特支(肢体)	3年所属			
教諭			数学	○2A担任	学習推進	バスケ	道推教
教諭			特支(情緒)	2C担任	生徒指導	美術	
教諭			特支(知的)	1,2B担任	生徒指導	美術 (バスケ)	○生徒会
教諭			音楽・家庭・TT	2年副担	学習推進	○吹奏楽	
教諭			社会	○1A担任	学習推進	○美術	研修
教諭			英語	1年副担	○生徒指導	○野球	
教諭			特支・技術	B,特副担	学習推進	吹奏楽	ICT
養護教諭				1年所属	生徒指導	吹奏楽	
ALT			英語	1年所属	—	—	
事務			—	—	事務渉外	—	

公務補			—	—	事務渉外	—	
ICT 支援員			技術（情報）	金曜勤務	—	—	
S C			教育相談	—	—	—	

議事3

令和6年度福島中学校年間計画について

別紙資料（1）のとおり

議事4

令和6年度学校運営協議会年間計画について

第1回 令和6年7月5日（金）福島中学校校長室 18:00～

- ・学校運営協議会役員相互選
- ・学校経営方針の説明と承認
- ・教職員について
- ・令和6年度年間計画について

第2回 令和6年10月31日（木）福島中学校2階多目的室 16:00～

- ・生徒会書記局との交流
- ・教育活動の報告
- ・学校関係者評価について（目的・日程等説明）

第3回 令和7年2月28日（金）福島中学校会議室 18:00～

- ・年間の活動のまとめ
- ・地域との連携について
- ・学校評価の結果について
- ・学校関係者評価の結果について
- ・福島アカデミーの連携について
- ・次年度への展望について

議事5

福島中学校の教育活動等について

別紙資料（2）福島中学校いじめ防止基本方針

（3）福島中学校不登校対策方針

（4）いじめ・不登校の状況（6月30日現在）

（5）福島中学校 教育活動進捗状況（6月30日まで）

（6）「福島アカデミー」との連携について

議事6

熟議 ～委員の皆様よりご意見等

【資料】

- (1) 福島中学校令和6年度年間計画
- (2) 福島中学校いじめ防止基本方針
- (3) 福島中学校不登校対策方針
- (4) いじめ・不登校の状況（6月30日現在）
- (5) 福島中学校 教育活動進捗状況（6月30日まで）
- (6) 「福島アカデミー」との連携について
- (7) 福島町学校運営協議会規則

別紙資料（1）

2024年度（令和6年度）

福島町立福島中学校 年間行事計画

日	4月 行事	5月 行事	6月 行事	7月 行事	8月 行事	9月 行事
1	月 ●年度始め休業（～5日） ●職員会議①・学年分掌部会①	水	土	月	木	日
2	火 ●学年分掌部会② ●辞令伝達式 ☆校内運営委員会（年度始め） ●職員会議② ●学年分掌部会③	木 【開校記念日】	日	火	金	月 ○土曜授業振替休日
3	水 ●職員会議② ●学年分掌部会③	金 【憲法記念日】	月	水 ●職員会議（8月） 初任者研修集合形式（大津）	土	火
4	木 ●学年分掌部会④ ●職員会議③	土 【みどりの日】	火 ●福アカ学校支援部会	木 ○生徒集会③	日	水 ●学年・分掌部会（10月）
5	金 ●学年分掌部会⑤	日 【こどもの日】	水 ●学年分掌部会（7月分）	金 ○フール学習 ○漢字検定	月	木
6	土	月 【振替休日】	木	土	火	金 ○芸体定期テスト ☆校内運営委員会（10月）
7	日	火	金 ☆校内運営委員会（7月） ○壮行式	日	水	土
8	月 ○着任式・前期始業式 ○入学式	水 ○生徒集会②（いじめ撲滅集会） ●学年分掌部会（6月分）	土 ○中体連陸上	月	木	日
9	火 ○生徒集会①（対面式）	木	日 ○中体連陸上	火 ○フール学習	金 学校閉庁日	月
10	水 ○身体測定	金 ☆校内運営委員会（6月）	月	水 ○職業ガイダンス ●学校評価委員会②	土	火
11	木 ○授業参観・学級懇談会 ○テスト前部活動停止 ○学調打ち合わせ ○全学年学力テスト	土	火 ○初任者研遠隔形式（大津）	木 ○中体連管内大会	日 【山の日】	水 ○3年修学旅行
12	金 ●福アカ第1回運営委員会 ☆校内運営委員会（5月）	日	水 ●職員会議（7月分） ●校内支援委員会	金 ○スクールカウンセラー	月 【振替休日】	木 ○3年修学旅行
13	土	月 ○福中五輪特別時間割（～2・3日）	木 ●福アカ第2回運営委員会 ○少年の主張13:00～松前中	土	火 学校閉庁日	金 ○3年修学旅行
14	日	火 ○眼科検診 9:30～ ○尿検査（二次）	金	日 ○テスト前部活動停止	水 学校閉庁日	土
15	月 ○生徒会認証式 ○第1回専門委員会 ○生徒質問紙（全国学調）	水 ●職員会議（6月） ●校内支援委員会	土 ○通信陸上	月 【海の日】 ○テスト前部活動停止	木 学校閉庁日	日
16	火 ○歯科検診 13時半～ ○尿検査（一次） ○証明写真撮影 ○避難訓練	木 ○心臓検診 13時～	日 ○通信陸上	火 ●安全点検（～2・3日） ○テスト前部活動停止 ●校内支援委員会	金 学校閉庁日	月 【敬老の日】
17	水 ○学級議案審議 ●職員会議（5月） ○全国学力状況調査 ○第2回専門委員会 OCRT検査（1・2年）	金	月 ○第4回専門委員会	水 ○テスト前学習会 ○テスト前部活動停止 ○福島町特別支援学級交流会	土	火 ○3年総合Aテスト
18	木 ●福アカ各部会 ●中体連総会（大中山コモン）	土	火 ●学年分掌部会（8月分）	木 ○テスト前学習会 ○テスト前部活動停止	日	水 ●職員会議（10月） ●成績一覧表・特活行動の記録ぴ切
19	金	日	水	金 ○第1回定期テスト	月	木 ●成績学推点検
20	土	月	木	土	火 ●学年・分掌部会（9月） ●職員防災訓練 13:30～	金 ●成績管理職点検 ○英検IBA
21	日	火	金 ☆校内運営委員会（8月）	日	水 ☆校内運営委員会（9月） ●評価委員会	土
22	月 ○スクールカウンセラー	水	土 ○吹奏楽祭	月	木 ●職員会議（9月） ●校内支援委員会	日 【秋分の日】
23	火 ○教育相談期間（～5月14日） ○内科検診 13:30～ ●部活動全体説明会・保護者説明会（紙面）	木	日 ○吹奏楽祭	火 ○夏季休業前集会	金 ○夏季休業後集会	月 【振替休日】
24	水 ●生徒指導交流会 ●学校評価委員会①	金 ○福中五輪	月	水 ●第2回福島アカデミー・サークル会議 1	土	火 ○第6回専門委員会 ●通知表仮印刷学推点検
25	木 ○生徒総会	土	火 ○渡島中体連1日目	木 ○二者懇談① ○全道陸上 函館 2	日	水 ○生徒集会④ ●研修日② ●通知表仮印刷管理職点検
26	金 ●福島アカデミー総会・サークル	日	水 ○渡島中体連2日目	金 ○二者懇談② ○全道陸上 函館 3	月	木 ○生徒会選挙
27	土	月 ○第3回専門委員会	木 ○渡島中体連3日目	土 ○吹奏楽地区コンクール ○全道陸上 函館 4	火	金 ●通知表印刷完了 ○英語検定
28	日	火 ○福中五輪（予備日）	金	日 ○吹奏楽地区コンクール ○全道陸上 函館 5	水	土
29	月 【昭和の日】	水 ●研修日①（未定）	土 ○渡島中体連4日目	月 ○二者懇談③ 6	木	日
30	火 ●まなべる研修（15:30～16:00）	木 ○耳鼻科検診 14時～	日	火 ○二者懇談④ 7	金	月 ○前後期切替式 ●通知表配付
31	金 ○英語検定 ○スクールカウンセラー	土	水	土 ○二者懇談⑤ 8	土 ○土曜授業 ○福商体験入学	日
授業 日数	1年/2年/3年 16 / 16 / 16	1年/2年/3年 20 / 20 / 20	1年/2年/3年 20 / 20 / 20	1年/2年/3年 16 / 16 / 16	1年/2年/3年 7 / 7 / 7	1年/2年/3年 20 / 20 / 20

2024年度（令和6年度）

福島町立福島中学校 年間行事計画

〇

曜	10月 行事	曜	11月 行事	曜	12月 行事	曜	1月 行事	曜	2月 行事	曜	3月 行事	日
火	○避難訓練・1日防災教室	金		日		水	【元日】	土		土	○テスト前部活動停止	1
水	●職員会議（前期反省）	土		月		木	学校閉庁日	日		日	○テスト前部活動停止	2
木	○藝術祭準備週間（～10月18日）	日	【文化の日】	火		金	学校閉庁日	月		月	○テスト前部活動停止 ●校内支援委員会	3
金	○認証式 ○第1回専門委員会	月	【振替休日】	水	●学年・分掌部会（1月） ○初任者研修集合式（大津）	土		火	○テスト前部活動停止 ●職員会議（3月）	火	※公立高校入試 ※第3回定期テスト（1・2年）	4
土		火		木		日		水	○全学年学力テスト	水	○芸体定期テスト（1・2年） ●職員会議（4月・準備） ●校内支援委員会	5
日		水		金	☆校内運営委員会（1月） ○スクールカウンセラー	月		木	●第4回福島アカデミー運営委員会	木		6
月	○学級議案審議 ○第2回専門委員会	木		土		火		金	○新入生体験入学	金		7
火		金	○3年総合Cテスト ○テスト前部活動停止 ●校内支援委員会	日		水	●研修日⑤	土		土		8
水	●学年・分掌部会（11月） ○初任者研修遠隔形式（大津）	土	○テスト前部活動停止	月		木	●学年・分掌部会（2月）	日		日		9
木	○3年総合Bテスト	日	○テスト前部活動停止	火		金	☆校内運営委員会（2月）	月	※推薦入学面接日	月		10
金	☆校内運営委員会（11月）	月	○テスト前学習会	水	●職員会議（1月） ●校内支援委員会 ○初任者研修遠隔形式（松田）	土	○秋葉祭 ソロ・アンサンブルコンクール	火	【建国記念の日】	火	※追検査日 ●成績一覧×切（1・2年） ●通知表特活・行動×切（1・2年）	11
土		火	○テスト前学習会	木		日	○秋葉祭 ソロ・アンサンブルコンクール	水	●職員会議（準備委員会） ○生徒集会⑤ ●校内支援委員会	水	●職員会議（4月・準備） ○生徒集会⑥ ●成績一覧学推点検（1・2年）	12
日		水	○第2回定期テスト ●職員会議（12月）	金		月	【成人の日】	木		木		13
月	【スポーツの日】	木		土		火	●職員会議（2月） ●校内支援委員会	金	○スクールカウンセラー	金	○卒業式	14
火	○初任者研修遠隔形式（小川） ●職員会議（11月） ●校内支援委員会	金	●成績一覧表×切（3年）	日		水	○冬季休業後集會	土		土		15
水		土		月	○第4回専門委員会	木	○第3回定期テスト（3年） ●第3回福島アカデミー一斉サークル会議	日		日		16
木	○第4回福中藝術祭	日		火		金	○芸体定期テスト（3年） ○英語検定	月	○第6回専門委員会 ●通知表特活・行動×切（3年） ○特別支援高等部受験合格発表 ●通知表印刷特活・行動学推点検（3年）	月	※合格発表日 ●成績一覧管理職点検（1・2年）	17
金	○スクールカウンセラー ○漢字検定	月	●第3回福島アカデミー運営委員会 ●成績学推点検（3年）	水		土		火		火	●通知表印刷特活・行動学推点検（1・2年）	18
土		火	●成績管理職点検（3年）	木		日		水	●学年・分掌部会（4月） ●通知表印刷特活・行動管理職点検（3年）	水	●通知表印刷特活・行動管理職点検（1・2年）	19
日		水	●研修日④	金	○成果発表会	月		木		木	【春分の日】	20
月	○教育相談期間	木	○初任者研修遠隔形式（久野）	土		火	●成績一覧×切（3年）	金		金	●通知表印刷	21
火		金	○職場体験	日		水	●職員会議（準備委員会） ●成績学推点検（3年）	土		土		22
水	●学年・分掌部会（12月）	土	【勤労感謝の日】	月		木	●成績管理職点検（3年）	日	【天皇誕生日】	日		23
木	●福アカ第3回運営委員会	日		火		金	○スクールカウンセラー	月	【振替休日】	月	○修了式 ●通知表配付	24
金	○後期生徒総会 ☆校内運営委員会（12月）	月	○第3回専門委員会	水	○冬季休業前集會	土		火		火		25
土		火	○二者・三者懇談①	木		日		水	●学年・分掌部会（4月）	水		26
日		水	○二者・三者懇談②	金		月		木	○テスト前部活動停止	木		27
月	○授業公開週間	木	○二者・三者懇談③	土		火		金	○テスト前部活動停止	金		28
火		金	○二者・三者懇談④	日	学校閉庁日	水	●学年・分掌部会（3月）			土		29
水	●研修日③	土		月	学校閉庁日	木				日		30
木				火	学校閉庁日	金	☆校内運営委員会（3月） ○特別支援高等部受験検査日 ○漢字検定			月		31

1年/2年/3年	1年/2年/3年	1年/2年/3年	1年/2年/3年	1年/2年/3年	1年/2年/3年	合計
22/22/22	20/20/20	16/16/16	13/13/13	18/18/18	15/15/10	0

福島町立福島中学校

学校いじめ防止基本方針

～どの生徒も安全に生活し、安心して学べる学校に～

令和6年度

1. いじめ防止に向けた基本方針

「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を創る（未然防止）」への指導の転換を図り、全ての生徒に、健全な社会性を育み、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の姿である。いじめに対しては、本校のどの生徒にも起こり得る問題と考え、この卑劣な行為は絶対に許されないという共通認識のもと、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むと共に、いじめを認知した場合は、適切に且つ速やかに解消・解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

(1) いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」問題であることを十分認識すること

- ・いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要であること
- ・いじめを許さない学校づくり、学級・学年づくりを進める上では、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要であること

(2) 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という強い認識に立つこと

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底すること
- ・「どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪い」という考え方を行きわたらせる必要があること
- ・いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないことであること

(3) いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行うこと

- ・子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努めること
- ・自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つこと。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとするは早計であること

(4) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること

- ・個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進すること
- ・道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要であること

(5) 学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むこと

- ・いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要があること

※ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること

- ・いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担うこと

- ・いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要があること

- ・家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要であること。

2. いじめの定義と態様

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定している。

インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、ひぼう当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、2「多様な背景を持つ児童生徒3」、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

なお、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。【文部科学省「いじめの防止等のための基本方針」より】

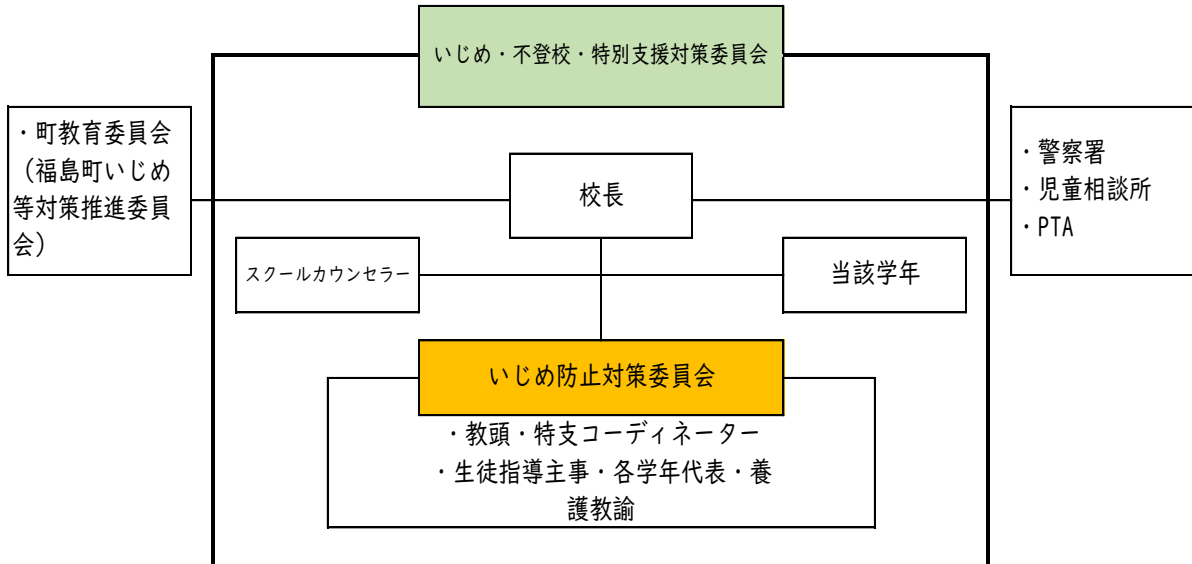
- (1) 「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します。

- (2) 「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のことです。

- (3) 「多様な背景を持つ児童生徒」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童生徒や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童生徒の家庭での過重な負担、外国人児童生徒等）などにある児童生徒のことです。

3. いじめ防止の指導体制と組織的対応

- (1) いじめ防止対策委員会～いじめの未然防止といじめの早期発見（随時）
- ① 構成員～校長、教頭、特支コーディネーター、生徒指導主事、各学年代表、養護教諭
 - ② 業務～イ. 学校いじめ防止基本方針の作成、年間指導計画の作成 ロ. 研修会の企画立案
ハ. アンケートの実施と結果報告 ニ. 未然防止の取組 ホ. 早期発見の取組
ヘ. 各学年・学級の状況報告
- (2) いじめ防止対策委員会～いじめを認知した場合の早期解決（必要に応じて、緊急開催）
- ① 構成員～校長、教頭、特支コーディネーター、生徒指導主事、各学年代表、養護教諭、関係教諭（スクールカウンセラー）
 - ② 業務～イ. 正確な事実関係の収集（調査、聞き取り等）
ロ. 具体的な指導方針の決定
ハ. いじめを受けた被害生徒、保護者への報告と支援
ニ. いじめた生徒への指導、保護者への説明と協力依頼
ホ. 警察等関係機関との連携
ヘ. 事態収拾までの継続指導、経過観察



4. いじめの未然防止 ～「いじめ」を許さない学校・学級づくり～

規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる。

- (1) 学級経営の充実
- ・生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級づくり：教師の受容的、共感的態度が重要
 - ・規律と活気ある学級集団づくり：生徒の自発的、自治的活動の保障
 - ・正しい言葉遣いができる集団づくり：人権意識に欠けた言葉遣いへの指導
 - ・学級のルールや規範の遵守：粘り強い継続的指導と毅然とした指導
 - ・生徒のきめ細かな実態把握：アンケート調査や欠席・遅刻・早退など日数等の把握
月一回の生徒指導交流会の実施
 - ・学級経営の定期的な検証と改善の見通し：ハイパーQ-U の実施・交流・活用
 - ・生徒理解力、学級経営力等の指導力の向上：年二回の教育相談の実施
- (2) 授業における生徒指導の充実
- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくり
 - ・「楽しい授業」「わかる授業」を通した学び合いの保障
- (3) 道徳
- ・いじめを許さない心情を深める授業の工夫と人権意識の高揚：指導計画に基づく指導
 - ・思いやりや生命・人権を大切にする指導の充実

(4) 学級活動

- ・いじめを題材にした未然防止や解決の手立てについての話し合い活動
- ・話し合い活動を通じた、いじめにつながるような学級の諸問題の解決

(5) 学校行事

- ・生徒の達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事（見学旅行・体育行事・文化行事）の企画、実施

(6) 生徒会活動

- ・生徒自らの問題としていじめの予防と解決に取り組めるような活動（挨拶運動、いじめ撲滅集会、校則を見直す会・生徒集会など）

5. いじめの早期発見

いじめを早期に発見するために、日頃の生徒の言動からいじめのサインを見逃さないようにすると共に、教育相談やアンケート等によって情報を収集する。

(1) 教師集団による観察（生徒のサインをキャッチする）

- ・遅刻や欠席 ・体調不良 ・よく保健室に行く ・表情が沈んでいる ・元気がない
- ・身体に傷やあざ ・衣服が汚れている ・ぼつんと一人ている ・持ち物を隠される など

(2) いじめ調査等

- ①生徒対象のいじめアンケート調査 年2回（5月、 9月）
- ②教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年2回（4月、10月）
- ③学級満足度調査（ハイパーQ Uテスト）の実施学級満足度調査（ハイパーQ Uテスト）年2回
- ④いじめ撲滅集会の開催年2回

(3) いじめ相談体制

- ①スクールカウンセラーの活用 ②パートナーティーチャーの活用

(4) いじめ防止のための教職員研修

- ①生徒指導交流会（配慮生徒）
- ②生徒指導事例講習会

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ①情報モラル教室の実施（警察等の活用）→道徳とリンク
- ②福島町メディア・ルール宣言の実施（保護者・生徒・PTA・地域対象）

【年間計画】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
学校		いじめアンケート調査 福中五輪の取組 Q Uテスト実施			旅行行事の取組	いじめアンケート調査	福中芸術祭の取組 Q Uテスト実施		学校評価生徒アンケート 学校評価保護者アンケート			性教育
教師	配慮生徒交流会 教育相談習慣	いじめ不登校対策委員会				いじめ不登校対策委員会	いじめ不登校対策委員会 教育相談習慣		いじめ不登校対策委員会 二者・三者懇談		生徒指導事例研修会 Q U交流会	
生徒	挨拶運動 生徒集会	生徒集会	生徒集会			生徒集会					生徒集会	生徒集会

6. いじめの早期解消・解決

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ②いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- ③「いじめ防止対策委員会」の方針の下、関係生徒から事情を聴くなど、いじめの事実確認を行う。結果は、加害・被害生徒及び、それぞれの保護者に連絡するとともに、福島町教育委員会に報告する。
- ④いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。
- ⑤いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に学校の取組方針を伝え、協力を求める。

(3) 重大事案への対応

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席しうることを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対応を行う。

- ①重大事案が発生した旨を、福島町教育委員会に速やかに報告する。
- ②福島町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供する。

(4) ネット上のいじめ

- ①定期的なネットパトロールを実施する。
- ②ネット上の不適切な書き込みについては、サイト管理者・プロバイダー・通報機関（警察サイバー髯対策室、インターネットホットラインセンター、人権相談機関）と連携を行い、直ちに削除する措置を執る。
- ③情報モラル教育を推進する。
- ④学校便りや保護者会等を通じた保護者への注意喚起、啓発を行う。

(5) いじめの解消

いじめが「解消している状態」とは、次の2つの要件が満たされている必要があるが、必要に応じ、他の事案も勘案して判断する。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（少なくとも3か月を目安）
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

7. いじめ対応の対応方針

さ	最悪の事態を想定し
し	慎重に
す	素早く
せ	誠意をもって
そ	組織で対応する

8. 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) 保護者・地域へのいじめ防止基本方針の周知に関すること
- (2) いじめの未然防止、早期発見に関する取組に関すること



いじめの発見と正確な状況把握

○学年指導部を中心とした学年部による対応

- ・個別聞き取り、個別指導
- ・組織対応
- ・具体的事実と周辺情報の区別
- ・記録（時系列、自書等）

・抱え込まずに学校全体で対応
 ・全ての関係教師、生徒からの把握
 ・複数で信頼関係を重視した聴取
 ・威圧的態度や体罰の禁止
 ・秘密厳守

校内チームによる組織対応（対策委員会による対応）

○メンバー：校長、教頭、特支コーディネーター、関係教諭・生徒指導主事、各学年代表、養護教諭

○役割：【事情聴取・情報整理・分析・まとめ】

- ・事実関係の把握、整理、総括
- 【対応策の検討（緊急対策・根本的対策）】
- ・指導方針の検討、保護者への対応
- 【教員の意思形成・調整】
- ・情報共有、教育相談体制の構築、関係機関のとの連携

全教職員の情報共有

関係機関との連携

- ・警察
- ・児童相談所
- ・スクールカウンセラー
- ・教育委員会等

当該生徒の発達段階や家庭環境、指導履歴等を考慮し、個に応じた指導を心がける。

- ・必要に応じて、チームを組織し、指導方針や役割分担を決定して対応する。
- ・当事者同士だけで解決させるような対応は行わない。
- ・双方の言い分だけを聞いてすぐに仲直りさせるような対応は行わない。

いじめられた生徒の立場に立った対応

- ・組織的な対応
- ・連携強化
- ・複数で信頼関係を重視して
- ・威圧的態度や体罰の禁止
- ・自書、記録

<p>被害生徒</p> <p>仕返しなどが起きないように絶対に守り通すことを約束し、安心感を与える。</p>	<p>加害生徒</p> <p>いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした態度で臨む。</p>	<p>他の生徒 (観衆・傍観者)</p> <p>いじめを告げることが、人権と命を守る行為であることを理解させる。</p>	<p>被害生徒の保護者</p> <p>指導方針を説明し理解を求め、指導に誤りがあった場合は謝罪する。</p>	<p>加害生徒の保護者</p> <p>事実を伝え、被害生徒の心情と学校の指導方針を理解してもらう。</p>
---	---	---	---	--

・被害生徒に対し、「君にも原因がある」「頑張り」などの指導や励ましは行わない。

- ・保護者への対応は、家庭訪問を基本とするほか、電話等で親身に行う。
- ・報道機関等の外部機関への対応は、管理職を窓口に一歩化し、生徒のプライバシーに配慮しつつ、適切な情報公開、誠意ある公平な対応に心がける。

解決に向けた継続的指導

○アンケートや面談による実態把握

○教育相談体制の強化

○人間関係づくりを目指した取り組み

○生徒主体の活動

○指導経過・生徒の様子
の定期的な情報交換

○指導上の連携、協力の依頼

・加害生徒の行為が、出席停止の要件に該当するか否か、教育委員会や教育局と連携し検討する。

いじめを許さない基盤の再構築

福島中学校 不登校対策基本方針

1 支援チームを組織する意義

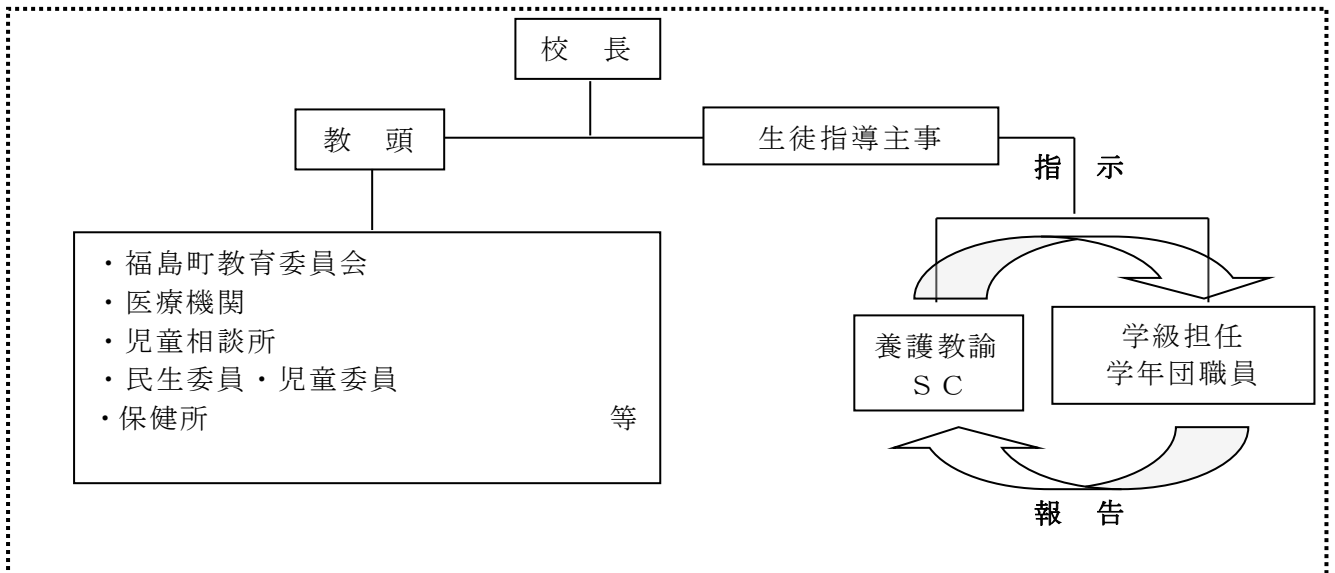
不登校の子どもへの支援は、校内で支援チーム(名称はいじめ不登校対策委員会)を組織して取り組んでいくことが大切である。校内にこのような支援チームがあれば、不登校の問題を学級担任が一人で抱え込んで苦勞するということがなくなり、また、さまざまな立場の援助者が協力することにより、必要な情報を共有し、適切な対応を考え出すこともできる。管理職や生徒指導主事を中心として、不登校の問題に対応できる体制を確立することが重要である。

2 目的

- ① 不登校をめぐる諸問題への対応、協議・検討。
- ② 不登校の減少に向けて、新たに不登校者を生み出さない未然防止の取組。
- ③ 不登校になってしまった生徒への対応。
- ④ 不登校対策に関する教職員の理解を深める取組。

3 組織

校長、教頭、生徒指導主事、学年担任、養護教諭、スクールカウンセラー
<組織図> 校長直属の組織に属し、委員長を生徒指導主事とする。



4 不登校対応にあたっての5つの視点

- ① 将来の社会的自立に向けた支援の視点
 不登校は「心の問題」のみならず「進路の問題」であるとの認識にたち、進路形成に資するような学習支援や情報提供等を行うことが重要である。
- ② 連携ネットワークによる支援
 生徒の状態や必要としている支援を適切に見極め、適切な支援と多用な学習の場を提供するために、学校、地域、家庭が密接な連携を図ることが重要である。
- ③ 将来の社会的自立のための学校教育の意義・役割
 学校教育の充実のための取組と学校生活に起因する問題の解消に向け、教職員一人一人の最大限の努力が必要である。
- ④ 働きかけることや関わりを持つことの重要性
 生徒の立ち直る力を信じることは重要であるが、生徒の状況を理解しようとすることもなく、あるいは必要としている支援を行わずただ待つだけでは、状況の改善にならないという認識が必要である。
- ⑤ 保護者の役割と家庭への支援
 保護者がその役割を果たせるよう、時機を失することなく生徒や家庭への適切な働きかけを行うなど、学校と家庭、関係機関の連携は不可欠である。

5 具体的取組

～不登校の状況の的確な把握と学校全体の取組～

(1) 指導体制の確立

- ・学級担任一人に任せきりにすることなく、支援体制（いじめ・不登校対策委員会）をつくり、組織的な対応を行う。
 - ①アセスメントの実施 ②個別の指導・支援計画の作成
 - ③校内の支援チームによる個別指導の実施 ④個別指導についての評価
- ・全校的な指導組織の中に、コーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置づける。（生徒指導主事など）
- ・発達障害をもつ生徒が不登校に至っている場合、特別支援教育の校内支援体制との連携を図る。

(2) 教育相談体制の充実

- ・生徒の日常的变化を見逃さず、初期段階での問題解決を図る支援・指導を行う。
- ・定期的な教育相談を生徒指導の年間指導計画に位置付ける。
- ・教育相談担当の主な役割
 - ①生徒に対する教育相談 ②生徒理解に関する情報収集
 - ③事例研究会の計画と実施 ④校内研修の計画と実施

(3) 早期の状況把握と的確なアセスメント

- ・早期対応が大切である。的確なアセスメントを実施するために、生徒にかかわる情報を可能な限り正確に集約し、個別指導記録を活用して校内の共通理解を図る。
 - ①1日でも理由が明確でなく欠席する生徒がいた場合、学級担任が家庭と連絡を取り、状況を聞き取る。
 - ②欠席2日目は放課後に電話連絡または家庭訪問を行う。
 - ③月に3日以上欠席した生徒には、組織で徹底的にかかわっていく。

(4) コーディネーター（生徒指導主事）の役割

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①直接的なかかわり…学級担任、養護教諭、管理職、生徒、保護者等への連絡など②調整するかかわり…教員同士の関係、教員と管理職の関係、生徒と教員の関係、保護者と子どもの関係など、人と人との関係を調整する③連携・協働するかかわり…いじめ不登校対策委員会、事例検討会など教育相談体制をつくり、学校と関係機関とを結び相談のネットワークを広げる |
|--|

(5) 教職員の役割

- ・生徒の立場に立って聴き、指導ができる資質を身につける。ただし、正すべき行動を正すことなく、それを容認してしまうような対応と誤解されてはならない。
- ・生徒が将来の自らの生き方について考えるきっかけを与えるような指導ができる。
- ・学級や学年運営等の望ましい集団の育成にかかわる資質や能力を身に付ける。
- ・初期での判断を誤らないよう、関連する他分野についての基礎的な知識、例えば精神医学の基礎知識や発達障害に関する知識、児童虐待に関する知識を身に付けておく。

(6) 養護教諭の役割

- ・生徒の心の健康問題や基本的な生活習慣の問題等にいち早く気付くことができる立場にあり、健康相談活動が不登校の未然防止に大きな役割を果たす。
- ・不登校の傾向にある生徒に気付いた場合、校内の組織に情報を発信し共有化する。

(7) スクールカウンセラー等との連携協力

- ・校長のリーダーシップの下、生徒への対応を考える上で必要な情報については、プライバシー等に配慮しつつ、関係職員と共有し、連絡を密にする。
- ・不登校あるいはその傾向のある生徒への対応、保護者との相談、教員からの相談への対応・助言、教員等に対する研修や事例研究の企画・実施等への参画、専門機関への紹介を積極的に行う。

～不登校の態様や状況に応じた適切な取組～

(1) 不登校の多様化、複雑化への適切な対応の必要性

- ・生徒の不登校の背後にある要因・背景、不登校を引き起こした直接のきっかけ等や現在その生徒が必要としている支援等についての的確に把握し、効果的な支援をする。
- ・不登校については、心の問題、あそび・非行による怠学、発達障害による不適応、虐待を要因としたものなど多様な実態を視野に入れ、個々の要因に応じた適切な対応が必要である。

(2) 個別指導記録を活用した取組

- ・不登校生徒の個別指導記録には、生徒の欠席、別室登校などの状況、関係機関との連携の下に行った対応とその際の生徒の言動・状況や保護者の対応等の経過について記載する。
- ・客観的事実のみを記載し、主観的な判断を避ける。
- ・個人情報の保護に配慮しつつ、保護者や関係機関との連携、学年間や小・中学校間、転校先等との引き継ぎや教育委員会への連絡等において活用する。

(3) 家庭訪問を通じた取組

- ・家庭の状況を十分に把握し、いじめ不登校対策委員会などの協議を通して、支援方法、提供すべき情報、関係機関との連携等についての的確に見極める。
- ・保護者との信頼関係を築くことを第一に考える。
- ・不登校の状況や態様、家庭の状況などに応じて、適した訪問者が家庭訪問を行う。
- ・不登校生徒に直接会えない場合は、手紙や電話などを活用するなどして、何らかの方法でコミュニケーションをとる努力をする。

(4) 不登校生徒の社会的自立に向けた進路指導

- ・不登校生徒の進路希望や学習の状況などを的確に把握できるようにするために、家庭との連携を図る。
- ・相談機関等に通っている生徒については、その指導状況を十分に理解するとともに、スクールカウンセラー等と連携を図りながら、学級担任として進路に関する情報提供や進路相談を行うなど、不利にならないように早めに対応する。
- ・長期に及ぶ不登校生徒については、早めに進路希望を確認し、中学校、高等学校の特色や教育内容等について情報提供に努めるとともに、必要に応じて、不登校生徒の興味、関心などが生かされる専門学校等の幅広い情報を提供する。
- ・生徒の状況によっては、進学意欲が高まるよう適切な支援をする。

～不登校の解決に向けたサポート体制の推進～

(1) サポート体制の構築

- ・生徒が不登校となった背後にある要因や直接的なきっかけは様々であるため、生徒の状況に応じ、学校外の関係機関や関係団体・専門家との連携を図り、個々の生徒が必要としている支援を行う。
- ・管理職、コーディネーターは、日ごろから関係機関等についての理解を深め、必要がある時は迅速に関係機関等との連絡を行い、サポート体制をつくり上げる。

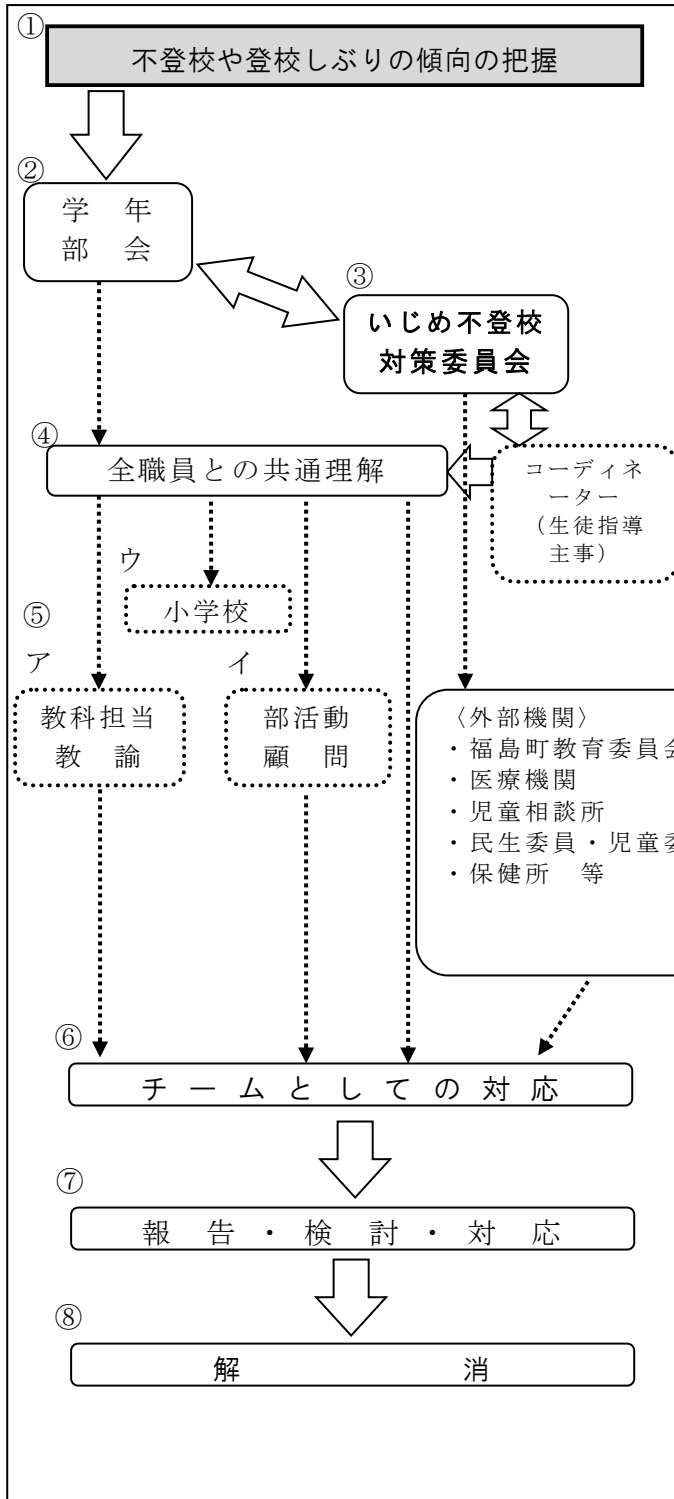
(2) 的確・迅速な対応（行動連携）

- ・的確・迅速な対応を可能とするためには、連携のためネットワークを構築するなど、日頃から関係機関等との連携を図ることが重要である。
- ・的確・迅速な対応のための留意点…役割分担の明確化・情報交換の充実・保護者との十分な連携・個人情報取扱い上の配慮 等

(3) 関係機関等との連携

- ・管理職、担任等は、関係機関等の役割を、コーディネーターは、関係機関等の業務内容、連携方法、必要とされる経費などを知っていることが大切である。
- ・連携における留意点…学習や進路についての情報交換・学校復帰のための環境作り
- ・別室登校への配慮・個別の学習指導・学級編成での配慮・学校行事への参加呼びかけ

6 不登校や登校しぶりへの支援体制組織図



①休みがちな生徒、保健室によく出入りする生徒等の把握をする。
(担任・教科担任・学年団・養護教諭・コーディネーター)

②休む原因、保健室来室の原因の究明にあたる。
(担任・学年団【コーディネーター・養護教諭との連携】)

③校内体制の構築。
生徒指導主事〔コーディネーター〕、学年主任、養護教諭、(当該学級担任、不登校加配教員、特別支援コーディネーター)、校長、教頭
○情報交換 ○支援内容検討
○状況に応じて、特別支援教育の校内支援体制との連携を図る。

④状況について報告し、今後の対応について共通理解を図る。
○職員会議 ○朝の打合せ

⑤ア. 校内体制の連携充実。
○教科担当 ○部活動顧問 等

イ. 各種関係機関との連携
○町教委 ○医療機関
○民生児童委員 等

ウ. 必要に応じての小学校との連携

⑥校内体制に各種関係機関・関係者を取り込み広範なチーム支援体制を整え、多様な連携の下に対応する。
○「生徒の心情を理解」「あきらめない」「見捨てない」「根気よく」、そして「一人で背負い込まない！」

⑦定期的にいじめ不登校対策委員会を開催し指導の経過について随時報告・記録化し、指導や対応の改善を図りながら指導・援助を継続する。

⑧指導・支援を継続し、不登校の解消に努める。

(4) いじめ・不登校の状況(6月30日現在)

①いじめ・不登校防止について

○全校体制で取り組んでいく。

- ・豊かな心を高める道徳科の授業
- ・人権教育・情報モラル教育の推進
- ・生徒と教師の望ましい人間関係の構築といじめや問題行動未然防止のためのふれあい活動の継続
- ・教育相談の充実
- ・スクールカウンセラーの活用

②いじめ防止について

・本校の実態について

今年度：「嫌な思いをしたことがある」生徒・・・0名

「友人が嫌な思いをしているのを見たり、聞いたりしたことがある」

1学年2名・・・人間関係のトラブル(解決済み)指導最中の状況からの報告

3学年1名・・・しつこいイジリを見ての報告

・活動計画

5～6月 いじめアンケート実施 生徒への聞き取り調査 第1回委員会

5～6月 教育相談

10月 教育相談

11月 いじめアンケート実施 第2回委員会

随時 いじめの事案が発生した場合は、即時に委員会を招集し、対策にあたることとする

・評価

いじめを積極的に認知するとともに、隠蔽せずいじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

○いじめの早期発見に関する取組のこと

○いじめの再発を防止するための取組に関すること

③不登校対策について

・本校の実態について

令和6年度 不登校・不登校傾向ともに0名

・活動計画

毎月 長期欠席生徒の情報を学年部会で共有後、全職員に周知

組織的な対応を行うため、いじめ・不登校対策委員会において善後策を講じる

・評価

○不登校生徒・保護者へのサポート体制の構築～学年学級の枠を超えて

○的確・迅速な対応～役割分担の明確化

(5) 福島中学校 教育活動進捗状況 (6月30日まで)



令和6年度入学式 4月6日



対面式 4月7日



授業参観 4月10日



避難訓練 (火災想定) 4月17日



避難訓練後の人命救助に係る講習会 4月17日



総合的な学習の時間 黒米体験 4月25日



生徒総会 4月25日





総合的な学習の時間 田植え体験 5月23日

福中オリンピック 5月24日



開会式 チームリーダー



男子100m



女子100m



男子1500m



女子800m



3人4脚



全員リレー



長縄跳び



閉会式・表彰

中体連

渡島中体連陸上競技大会 6月8・9日

100m 5位 12.21

110mH 2位 16.13 (標準記録突破)

1500m 1位 4分28秒33 (標準記録突破)

3000m 1位 9分45秒06 (標準記録突破)

砲丸投げ 2位 8m85 ←一瞬1位でした。

800m 5位 2分57秒04



通信陸上競技大会 6月15・16日

: 3年 100m 予選 12.41

110mH 4位 15.67 (標準記録突破、自己ベスト)

: 1500m 1位 4分27秒99

800m 2位 2分08秒90 (標準記録突破、自己ベスト)

: 800m 予選 3分04秒32

砲丸投げ 4位 8m18

: 1年 100m 2位 14.22 (予選 14.21)

800m 3位 2分37秒40



渡島中体連各種大会 6月25日~27日、29日

野球部 (森町民野球場)

対 砂原・鹿部・森・八雲合同 0-1 惜敗

対 大中山・七飯合同 1-0 勝利

対 上磯・浜分・大野合同 5-9 惜敗

予選リーグ敗退

バスケットボール部 (八雲町総合体育館・八雲中学校)

・バスケットボール女子

対 大野 37-34 勝利

対 浜分 17-124 惜敗

対 森・八雲合同 34-38 惜敗

対 上磯 31-39 惜敗

対 大沼・七飯合同 39-60 惜敗

対 大中山 47-59 惜敗

第6位

・バスケットボール男子

対 七飯 60-45 2回延長 勝利

対 大中山 38-93 惜敗

対 大野 38-44 惜敗

対 上磯 6-108 惜敗

対 大中山 19-73 惜敗

第7位



(6)「福島アカデミー」との連携について

持続可能な福島町のために

～「福島アカデミー」を基盤とする学校・PTA・地域の連携について～

国立社会保障・人口問題研究所が提示している『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）』によると、福島町の人口推移は以下のように予測されています。

2020年	3794人
2024年	3474人（町広報1月号から）
2035年	2360人
2050年	1293人

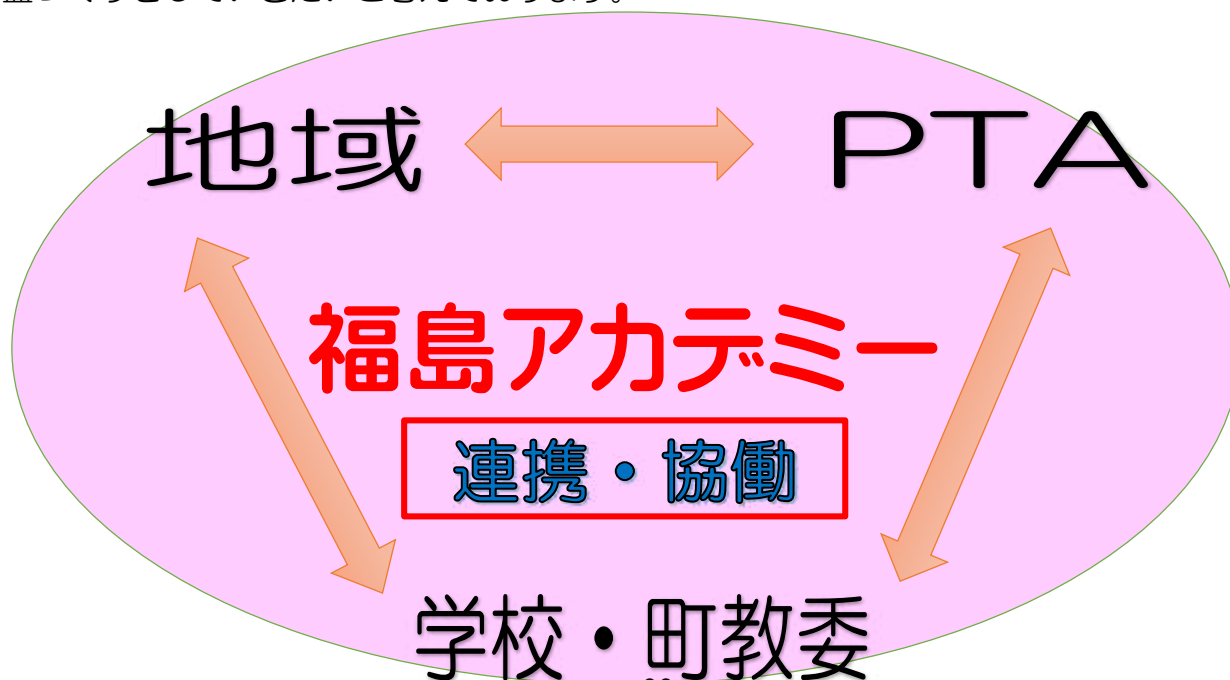
また、福島町児童生徒（小1～中3）数は以下のように予想されます。

2023年	136人
2029年	117人
2032年	100人以下となる可能性大

人口が減少しても、子どもの数が減少しても、持続可能な福島町の教育を推進していくために、「福島アカデミー」が設立されました。また、持続可能な町内教育活動振興には、PTAの協力が必須です。福島町の今を的確にとらえ、保護者にとっても教職員にとっても、持続可能で気軽に活動できる「福島町PTA連合会」にするために、町P連の事務局業務を、「福島アカデミー」の「学校支援部」に位置付け、運営していくことになりました。

さらに、町内の児童生徒が、この福島町で健やかに成長していくためには、学校や町教委、PTAが連携していくとともに、地域の方々の協力も欠かせません。

そのためには、町内小中高校のCS学校運営協議会委員の皆様、「福島アカデミー」の取組について、御理解いただき、いずれは「学校」（教職員や町教委）・「保護者」（各校のPTAや町P連）・「地域」（CS学校運営協議会を窓口）が一丸となって、福島町の子どもたちを育てていく基盤づくりをしていきたいと考えております。



福島町学校運営協議会規則

平成29年11月1日

教委規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項の規定に基づき、福島町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に置く学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営に関して、福島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者や地域住民の学校経営への参加や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を施す場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該学校に在籍する生徒、児童の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聴くものとする。

(委員の構成等)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の校長

(4) 学識経験者

(5) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員の欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

4 委員の定数は、5名以上10名以下の委員をもって組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は任命の日から同日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(委員の身分)

第6条 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に定める非常勤特別職員とする。

(委員の服務原則)

第7条 委員は、その地位を不当に利用するなど、その職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 委員は、法令等に特別の定めがある場合を除く他、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第8条 委員の報酬等は、別に定める。

(協議会の役割)

第9条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び運営方針
 - (2) 教育課程の編成に関する基本方針
 - (3) 施設管理に関する基本事項
 - (4) いじめの防止など学校安全に関する事項
 - (5) 学校特有の課題に関する事項
- 2 校長は、前項の規定により承認された基本方針に基づき、学校運営を行うものとする。
(意見の具申)
- 第 10 条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べる
ことができる。
(評価)
- 第 11 条 協議会は、対象学校の運営状況について、毎年度 1 回以上の評価を行うものとする。
(情報提供)
- 第 12 条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよ
う努めるものとする。
- 2 協議会は、次に掲げる目標を達成するため、対象学校の運営への必要な支援に関する協議の
結果の情報を積極的に提供するように努めなければならない。
- (1) 対象学校の運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に
在籍する児童生徒の保護者等の理解を深めること。
 - (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。
- (協議会の組織)
- 第 13 条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理
する。
(会議の運営)
- 第 14 条 協議会の会議は、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとす
る。
(会議録の作成及び閲覧)
- 第 15 条 校長は、会議の会議録を作成し、対象学校に 5 年間保管しなければならない。
- 2 会議録は、毎回の会議後に出席者の記録も含めて教育委員会に一部提出する。
(研修等)
- 第 16 条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい理解を得
るために必要な研修等を行うものとする。
(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)
- 第 17 条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に
協議及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に支障
が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するた
めの措置を講ずるものとする。
- 2 教育委員会及び対象校の校長は、協議会が適正な合意形成が行えるよう、必要な情報の提供
に努めなければならない。
(委員の解任)
- 第 18 条 教育委員会は、委員から辞任の申出があったとき又は委員が次の各号のいずれかに該
当するときは、委員を解任することができる。
- (1) 次条の規定に違反したとき。

- (2) 心身の故障のため職務を遂行することができないと認められるとき。
- (3) その他委員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当するときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解任するときは、当該委員に解任の理由を示さなければならない。
(守秘義務等)

第 19 条 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。第 1 号の行為については、その職を退いた後も同様とする。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らす行為
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用する行為
 - (3) 協議会又は対象学校の運営に著しく支障を来たす行為
 - (4) その他委員としてふさわしくない行為
- (庶務)

第 20 条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委任)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する